

# 平成 30 年度指定管理者監査結果報告に対する措置状況

## 【指定管理者に対する指摘事項】

対象団体名：株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(寝屋川市立市民会館指定管理者)

所 管 課：人・ふれあい部 市民活動振興室

指 摘 事 項	措 置
<p>1 職員配置について</p> <p>受付業務に係る人員配置について、寝屋川市立市民会館の管理運営等に関する協定書（以下「協定書」という。）で規定された最低配置人員数に満たない日があった。やむを得ない事由により人員を確保できない場合等は、事前に所管課である市民活動振興室と協議されたい。</p> <p>2 施設の植栽維持管理業務委託に係る履行確認について</p> <p>施設の植栽維持管理業務委託について、受託者から業務の履行に関する報告を受けておらず、履行確認が行われないまま委託料が支払われていた。また、当該仕様書には業務履行後の報告に関する事項が定められていなかった。</p>	<p>事前に人員配置計画を市民活動振興室に提出します。</p> <p>また、平成 31 年 1 月分の月次事業報告書から当該月の勤務実績を添付しております。</p> <p>当該委託業務の令和元年度仕様書について、業務履行後の報告に関する事項を新たに定め、他の委託業務と同様、再委託業務に係る履行確認を行います。</p>

# 平成 30 年度指定管理者監査結果報告に対する措置状況

## 【所管課に対する指摘事項】

対象団体名：株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(寝屋川市立市民会館指定管理者)

所 管 課：人・ふれあい部 市民活動振興室

指 摘 事 項	措 置
<p>1 職員配置について</p> <p>市民会館受付業務に係る人員配置について、協定書で規定された最低配置人員数に満たない日があった。所管課は、指定管理者による公の施設の管理の状況を把握し、適宜、必要な指示を行うべきであることから、市民会館における配置人員についての指導監督を適切に行うとともに、協定書等の規定内容について精査されたい。</p>	<p>毎月の勤務スケジュールを事前に提出させ、人員配置が適切に行われているか、担当課長・係長が確認します。さらに、月次事業報告書において当該月の勤務実績を再度確認してまいります。</p>
<p>2 施設の植栽維持管理業務委託に係る履行確認について</p> <p>施設の植栽維持管理業務委託について、受託者から業務の履行に関する報告を受けておらず、履行確認が行われなまま委託料が支払われていた。また、当該仕様書には業務履行後の報告に関する事項が定められて</p>	<p>月次事業報告書において委託業務の実施状況を把握し、市が実施する委託業務と同様、履行確認が確実に行われているか点検してまいります。</p>

いなかった。

所管課は、公の施設の維持管理について、指定管理者が委託する各業務の実施状況を把握し、適宜、必要な指示を行うべきであることから、当該委託契約における適正な履行が確保されるよう、指定管理者に対する指導監督を適切に行われたい。